

第 11 回南相馬市復興推進協議会議事概要

日 時	平成 30 年 1 月 12 日 (金) 9 : 59 ~ 10 : 28
場 所	南相馬市役所北庁舎 2 階 会議室 2
構 成 員	株式会社相馬企業サービス 株式会社東邦銀行 原町商工会議所 南相馬市
事務局	南相馬市復興企画部企画課

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 南相馬市復興推進協議会について
- 5 事業概要説明 (株式会社相馬企業サービス)
- 6 協議事項
南相馬市復興推進計画 (案) について
- 7 その他
- 8 閉会

(議事概要)

あいさつ (会長)

日ごろから市行政にご協力いただきありがとうございます。

南相馬市は、平成 30 年度の行政経営方針を策定している。

スローガンとして「力強く、活力を生み出す年」としている。

平成 30 年度は南相馬市にとって極めて重要な年で、復興の取り組みが市民の目に見えて、花開く年でないかと考えている。

具体的には、6 月に全国植樹祭が開催され、天皇、皇后両陛下をはじめ全国各地から多くの方が訪れ、市民の頑張りを全国にアピールする年となる。

小高復興拠点施設や小高の商業施設の起工式が年未年始にかけて行われ、今年一定の形が見えて来るほか、ロボットテストフィールドの共用開始、太陽光発電、風力発電では 3 月から送電が開始される。

また、3 月 1 日から一定額の料金で利用できる定額タクシーが運行されるなど、今年は具体的に成果が見えて来る年であると思う。

そのような中、株式会社相馬企業サービス様が、原町区北原地内にビジネスホテルを新築することは、経済活力の再生及び雇用機会の創出に寄与するもので、地域経済の復興に向けて大変意義のあるものと存じます。なお、今回の倉庫新設に伴って15人の新規雇用が予定されております。

本日の協議会は、このような重要な案件を審議することになりますので、官民各界のみなさまの忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

復興推進協議会の説明（事務局）

東日本大震災からの迅速な復興を支援する目的で、平成23年12月7日に東日本大震災復興特別区域法が成立しました。この通称「復興特区法」は、地域が主体となった復興を強力に支援するため、税の特例や経済的支援など、被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設し、必要となる税・財政・金融上の支援を行うこととしております。

この度、原町区北原地内において株式会社相馬企業サービス様が計画するビジネスホテルの新築を、本市の経済活力及び雇用状況を震災前の状態にまで再生・回復させることに大きく寄与する事業と位置づけ、事業に必用な資金を貸し付ける金融機関様が、復興特区法の規定に基づく利子補給金の支給を受けるために必要な復興推進計画を本市が策定するものであります。

復興推進計画申請にあたっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会」において、申請する復興推進計画について協議しなければならないと規定されております。

なお、協議会の構成員は計画を策定する南相馬市、関係地方公共団体である福島県、市内商工業と密接な関係にある原町商工会議所、事業実施主体の株式会社相馬企業サービス、利子補給金の支給を受ける予定の株式会社東邦銀行となっており、本日、協議会開催のためにお集まりいただいたところであります。

なお、福島県様からは欠席の報告をいただいておりますが、資料5の「意見書」により意思を確認させていただいております。

事業概要説明（株式会社相馬企業サービス）

南相馬市は、宿泊施設が足りず復興・復旧事業に従事する関係者は仮設やプレハブ住宅で生活しており、市内スーパーでの食材の売上やゴミの量から人口の1.5倍くらいの方が滞在しているものと推計される。

市内滞在が難しい事業関係者は、相馬市のホテルから南相馬市内に通うことを余儀なくされている。

このような宿泊施設の不足は、観光面やスポーツ大会の開催等にも影響し、各種観光イベントへの参加見送りやスポーツ大会等の開催地の変更などとなって表れている。

これらのことは、南相馬市の交流人口の低下を招き、南相馬市の復興が停滞する要因と

なっている。

これらの問題をすることで、南相馬市の復興を加速させ、併せて南相馬市の雇用機会創出の面から、ホテルを建設することによって経済活力の再生のお手伝いをさせていただきたい。

ホテルは、鉄骨造 8 階建、部屋数 1 4 8 室、収容人数 1 7 7 名で、エレベータをカードキーと連動させることで宿泊階以外にはエレベータを停止させないなどセキュリティ面を考慮したほか、各フロアを「女性専用フロア」、「長期宿泊者フロア」等に分けることで不審者対策や安全面に配慮したものとなっている。

なお、新たに建設した「のり工場」では、40人の応募があり現在順調に稼働しており、ホテルを含めた全体で100名の雇用を見込んでいるほか、障害者雇用を含めた雇用に努めたい。

いづれにしても、地域に根付いた経済活動を行いたい。

議事（会長）

それでは、議事に入ります。

はじめに、「南相馬市復興推進計画（案）」について、事務局から説明いたします。

南相馬市復興推進計画（案）（事務局）

本復興推進計画は、株式会社相馬企業サービス様が原町区北原地内において計画するビジネスホテル新築資金を、金融機関様が「復興特区支援貸付事業」として貸し付けることによって発生する貸付利子の一部を「復興特区支援利子補給金」として補給するため、東日本大震災復興特別区域法に定める「復興特区」の認定を受けるためのものです。

「復興特区」の認定を受けることにより、金融機関様（株式会社東邦銀行）には、国から貸付利子の一部が補給されます。

国からの利子補給によって、事業主（株式会社相馬企業サービス様）の利子負担を軽減しビジネスホテル新築の環境を整えることで、震災後6年以上経過しても震災前の状態に回復しない本市の市民生活や地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、経済活力の再生及び雇用機会の創出を図るものとなっております。

質疑（会長）

説明のあった「南相馬市復興推進計画（案）」についてのご意見はございませんでしょうか。

出席者

質問、意見なし（全員）

会長

ご意見がないようなので、「南相馬市復興推進計画（案）」については、原案のとおり決定してよろしいですか。

出席者

異議なし（全員）

会長

南相馬市復興推進計画は、原案のとおり決定いたします。

なお、ただいま決定しました「南相馬市復興推進計画」につきましては、復興庁との協議等に伴い字句、その他で軽微な変更が必要となった場合は、その変更を会長に委任いただきたいと思います。このことにご異議ありませんでしょうか。

出席者

異議なし（全員）

会長

ありがとうございました。

以上で、復興推進協議会の審議を終了いたします。

円滑な審議にご協力いただきありがとうございました。

事務局

本協議会において、了承いただいた「南相馬市復興推進計画」は、所要の手続きを済ませた後、速やかに復興庁福島復興局へ提出いたします。

以上で、第11回南相馬市復興推進協議会を終了いたします。

以上